

2018年8月13日
商工中金

平成30年7月豪雨による災害により被害を受けた中小企業への追加サポートの取組み

商工中金は、平成30年7月豪雨による災害により、被害を受けた中小企業の皆さまを対象とする「平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口」を開設し、借入のご相談等に対応しています。

今般、政府が中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（以下「グループ補助金^{*}」）を始めとする中小企業・小規模事業者向けの支援策を取りまとめ、公表したことを受け、商工中金では、地域金融機関や経済産業局等と連携し、被害を受けた中小企業の皆さまに対して、以下の追加サポートに取り組んでまいります。

※被災地域の中小企業等が、復興に向けた計画を策定するためのグループを構成。当該グループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（国が1/2、県が1/4）または1/2（国が1/3、県が1/6）が補助されます。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設などに要する費用も補助の対象となります（補助率は上記と同様）。なお、対象地域は、岡山県、広島県、愛媛県となります。

【追加サポート内容】

1 補助金等のサポート窓口の設置

「グループ補助金」を始めとする補助金等の事業計画策定などをサポートする窓口を岡山支店、広島支店、福山支店、広島西部支店、松山支店に設置いたしました。本部の担当者も関与しながら、ハンズオンでサポートいたします。

2 「平成30年7月豪雨復旧支援つなぎ資金」の創設

「平成30年7月豪雨復旧支援つなぎ資金」を創設し、復旧にかかる補助金等の交付までに必要となる資金についてサポートいたします。

3 復旧に向けた応援企業の紹介

域外の小売・流通業等を紹介することにより、食料品や生活必需品の安定供給や域外での地域産品等の消費喚起に向けた取組みをサポートいたします。また、被害を受けた事業者の要望に応じて、施設復旧に関連する事業者の紹介等の相談も承ります。